

県地域防災計画の修正（案）概要

1 修正及び追加の概要

今回の地域防災計画の修正内容は、以下のとおりである。

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

- ア 静岡県及び山梨県、神奈川県の上三県による「富士山火山防災対策に関する協定」締結に伴う修正
- イ 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更(平成22年3月31日内閣総理大臣承認)に伴う修正
- ウ 県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正
- エ その他
 - 組織変更等に伴う名称の修正
 - 関係機関の防災業務計画との整合に伴う修正
 - 従来の表現の見直し
 - その他所要の修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

- ア 県の本庁組織の再編に伴う修正

2 修正手続きの流れ

日 程	内 容
平成22年 ～5月下旬	関係機関への意見照会・回答の集約、消防庁への事前協議
6月25日	危機管理連絡調整会議開催（庁内）
6月29日	静岡県防災会議開催⇒ 計画修正の承認
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正協議

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

ア 静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」締結に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

平成21年10月29日に開催された第4回山静神三県サミットにおいて、静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」が締結されたことを受けて、富士山の火山防災計画における関係機関との連携体制の整備や広域避難のための体制整備、広域連携など県地域防災計画における所要の修正を行う。

b 修正の内容

【一般対策編】

- ・ 関係機関との連携体制の整備（協定に基づく情報共有体制の整備）
- ・ 防災訓練（協定に基づく合同防災訓練の実施）
- ・ 広域避難のための体制整備（協定に基づく県境を越えた広域避難等の検討）
- ・ 広域連携（協定に基づく各種災害応急対策の連携実施）

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、a、bについて県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目		修正要旨
第5章 伊豆東部火山群の 火山災害対策計画 及び富士山の火山 防災計画	第2節 富士山の火山 防災計画	第2章 災害予防計画	○関係機関の連携体制の整備 （三県の情報共有体制の整備） ○防災訓練 （三県による合同防災訓練の実施） ○避難体制の整備 （県境を越えた広域避難等の検討）
		第3章 災害応急対策計画	○広域連携 （各種災害応急対策の連携実施）

イ 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

平成21年3月10日付総務省告示第115号により「地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件（平成八年自治省告示第118号）」が一部改正され、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所（Is値0.3未満）が補助対象となった。

本県では、「静岡県が所有する公共建築物の耐震化計画」に基づき、ランクⅡとランクⅢの建築物をランクⅠ（災害時の拠点となるうる施設はランクⅠa）とすることとし、建築物を用途により2つに分類して1類とした災害時の拠点となるうる施設等から優先して耐震化を実施している。

今回新たに、1類に分類された施設のうち、地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）の耐震化を計上して、第3次地震防災緊急事業5箇年計画（H18～22）を変更し、平成22年3月31日、内閣総理大臣の承認を得たため、県地域防災計画における所要の修正を行う。

表1 建築物の耐震性能に基づくランク付け（本県独自の判定基準による）

ランクⅠa	耐震性能が優れている建物
ランクⅠb	耐震性能が良い建物
ランクⅡ	耐震性能がやや劣る建物
ランクⅢ	耐震性能が劣る建物

※建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

表2 建築物の用途による分類

類	用途
1類	(1)災害時の拠点となる建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策全般の立案・計画、調整、警戒、情報収集・伝達等を行う施設 ・住民の避難所等として使用される施設 ・救急医療等を行う施設 ・災害時要援護者を保護、入所している施設 ・道路、港湾、漁港、土地改良施設等の応急対策を行う施設 ・清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行う施設
	(2)不特定多数の者が利用する建築物
	(3)その他主要な建築物（特定者が利用する施設）
	(4)県営住宅
2類	(1)多数の者が利用する建築物（付属的施設）
	(2)その他の主要な建築物（災害時応急対策要員が利用する施設）

b 修正の内容

第3次地震防災緊急事業5箇年計画について、新たに「公的建造物の整備」として、県の所有する災害時の拠点となりうる施設のうち、地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）の耐震化を追加し、計画の変更を行った。

【追加事業】

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
公共施設等耐震化事業	県	駐在所 1箇所	28百万円

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、a、bについて県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

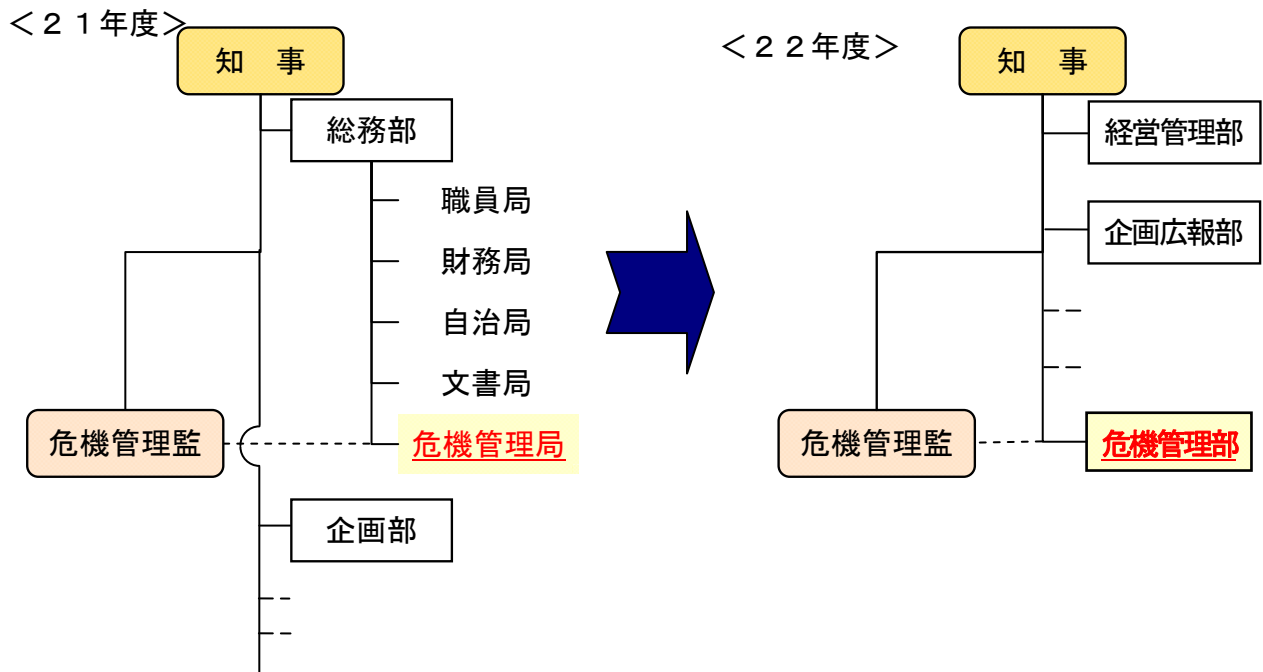
章	項目	修正要旨
第3編 地震防災施設緊急整備計画	第3章 地震防災緊急事業5箇年計画	○「公的建造物の整備」として、県の所有する災害時の拠点となりうる施設のうち、地震による倒壊の危険性が高いものの耐震化を追加

ウ 県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

県は、平成22年4月1日から従来の危機管理局を危機管理部に格上げし、危機管理体制の充実を図るとともに、本庁組織の再編を行ったことに伴い、県地域防災計画における所要の修正を行う。



21年度		22年度	所管局
総務部	(改称)	経営管理部	職員局、財務局、自治局、文書局
企画部	(改称)	企画広報部	知事公室、知事戦略室、広報局、企画調整局 情報統計局
県民部	(改称)	くらし・環境部	管理局、県民生活局、建築住宅局、環境局
厚生部	(新設)	文化・観光部	文化学術局、観光局、国際・交流局
産業部	(改称)	健康福祉部	管理局、福祉子ども局、長寿政策局 障害者支援局、医療健康局、生活衛生局
建設部	(改称)	経済産業部	管理局、振興局、就業支援局、農林業局 水産業局、商工業局
	(改称)	交通基盤部	管理局、建設支援局、道路局、河川砂防局 港湾局、空港局、都市局、農地局、森林局
	(新設)	危機管理部	

b 修正の内容

- ・危機管理部の設置に伴う修正
- ・本庁組織の再編に伴う修正

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、a、bについて県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第2章 災害予防計画	第4節 道路、橋りょう 災害防除計画	○所管部署の変更（道路企画室⇒道路企画課）
第3章 災害応急対策 計画	第23節 水防計画	○水防長（交通基盤部部長）、副水防長（交通基盤部理事）の変更
	第31節 突発的災害に係る 応急対策計画	○危機管理部の設置 ○所管部署の変更（厚生部管理局⇒健康福祉部管理局、 医療室⇒医療課、危機対策室⇒危機対策課）

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第2編 平常時対策	第1章 防災思想の普及	○相談窓口の変更 （総括的事項…危機管理部、建築安全推進課）
	第3章 地震防災訓練の 実施	○組織再編（室⇒課）
第4編 地震防災応急 対策	第2章 情報活動	○東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の 受理、伝達、周知 （警戒本部設置前の危機管理部による情報受理）
第5編 災害応急対策	第2章 情報活動	○地震情報等の受理、伝達、周知 （災害対策本部設置前における警戒本部又は危機管 理部による情報受理）

エ その他

a 静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第1章 総論	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○第三管区海上保安本部防災業務計画との整合を図るための修正
	第4節 県の自然条件	○現在の行政区域に合わせた修正
	第6節 予想される災害と地域	○時点修正
第2章 災害予防計画	第1節 河川災害予防計画	○時点修正
	第3節 港湾漁港保全災害防除計画	○時点修正等
	第5節 土砂災害防除計画	○土砂災害警戒情報補足情報配信システム等の活用を追加 ○土砂災害に対する防災訓練の実施を追加
	第9節 通信施設等整備改良計画	○観測施設数の時点修正
	第16節 防災のための調査研究	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第17節 住民の避難誘導體制	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第22節 災害時要援護者支援計画	○表現の統一
第3章 災害応急対策計画	第5節 災害広報計画	○実態に合わせた修正
	第7節 避難救出計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8節 食料供給計画	○協定書の改廃による修正
	第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	○災害救助法施行細則の一部改正に伴う修正
	第18節 交通応急対策計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第20節 社会福祉計画	○組織の廃止及び業務の継承に伴う修正 ○表現の統一
	第29節 電力施設災害応急対策計画	○市町村合併による修正
	第31節 突発的災害に係る応急対策計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○排出油防除計画との相互連携 ○報告様式の修正 ○連絡先の変更による修正

章	項目	修正要旨
第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画	第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画	○正確な表記

b 静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第1編 総論	第2章 予想される災害	○時点修正
第3編 地震防 災施設 緊急整 備計画	第2章 地震対策緊急整備事業計画	○他箇所との表記の統一に伴う修正
第4編 地震防 災応急 対策	第1章 防災関係機関の活動	○要領改正に伴う修正 ○自衛隊の活動を追加
	第5章 緊急輸送活動	○要領改正に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第9章 交通の確保活動	○市町村合併による修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第5編 災害応 急対策	第4章 緊急輸送活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第5章 広域応援活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第7章 避難活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第10章 地域への救援活動	○災害救助法施行細則の一部改正に伴う修正
	第12章 被災者の生活再建等への支援	○組織の廃止及び業務の継承に伴う修正 ○表現の統一
	第13章 県有施設及び設備等の対策	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

ア 県の本庁組織の再編に伴う修正

危機管理局を危機管理部に格上げしたことに伴い、県地域防災計画における表記の修正を行う。

- ・ 修正箇所 別図(3-2-1) 防災関係機関の情報連絡系統図の県組織名称

危機管理局原子力安全対策室 → 危機管理部原子力安全対策課